

平成30年1月19日
中部近畿産業保安監督部

株式会社林本建設に対する報告徴収について

中部近畿産業保安監督部は、株式会社林本建設（法人番号 4080401004448）に対し、電気事業法第106条第4項の規定に基づき報告を求めました。

1. 電気事業法（以下「法」という。）第51条第3項の規定に基づき、平成29年11月6日～8日に実施した株式会社林本建設が所有する太陽電池発電所に関する使用前安全管理審査において、太陽電池モジュールの支持物（以下「支持物」という。）などの電気工作物が電気設備に関する技術基準を定める省令（以下「技術基準」という。）に適合していないことが分かりました。
2. このため、法第48条第1項の規定に基づき届出のあった工事計画届出書（以下「届出書」という。）における支持物の構造図に沿った工事（架構部分に限る。）を完了させる措置の具体的なスケジュール、方法及び実施体制などを記載した改善方法を報告するよう求めました。
3. また、届出書における支持物の構造図に沿った工事（基礎部分に限る。）のうち、届出書における支持物の構造図に沿った布基礎ではなく、単独基礎に代えた部分については、当該支持物の技術基準適合性を確認できる構造図や強度計算書などの資料を報告するよう求めました。
4. 加えて、地上に敷設されたフレックス管の中を通っている構内電線路などに関して、技術基準に適合するように改修する措置の具体的なスケジュール、方法及び実施体制を記載した改善方法などを報告するよう求めました。
5. さらに、法手続きの不備などが確認された株式会社林本建設が保有する他の太陽電池発電所（高圧自家用発電所に限る。）について、次の事項などに関して報告するよう求めました。
 - ・売電を開始している発電所であって、法に関する手続きを全く実施していない発電所または法第43条第1項の規定に基づく主任技術者の選任をしていない発電所についての改善措置の実施に関する具体的なスケジュール、方法及び実施体制などを記載した改善方法。また、これらに関する原因究明の結果及び再発防止策。
 - ・支持物について、技術基準適合性を説明する構造図及び強度計算書などの資料。
 - ・法第51条の2第3項の規定に基づき届出を行った使用前自己確認結果届出書に関して、作成根拠となった法施行規則第78条第2項に規定する使用前自己確認の結果の記録。

（本件に関する問い合わせ先）
中部近畿産業保安監督部電力安全課長 長村
担当 鬼頭
TEL：052-951-2817（直通）